

合志市ごみ袋のあり方検討委員会設置要綱

令和7年3月25日

告示第 15 号

合志市ごみ袋のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年合志市条例第125号）第20条及び第24条の規定に基づき取り扱っている合志市指定ごみ袋等の今後のあり方について検討するにあたり、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革の推進等を図るため、合志市ごみ袋のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる内容を検討する。

- (1) ごみの排出抑制及び分別による再資源化推進に関すること。
- (2) ごみの排出量に応じた負担の公平化に関すること。
- (3) ごみ問題等に対する市民の意識改革に関すること。
- (4) 諮問を受けた事項について市長に答申すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 合志市議会議員
- (2) 住民を代表するもの
- (3) 環境団体等の関係者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から答申までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員への謝礼金の支払)

第7条 委員には、会議出席1回当たり3,700円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県、市等の職員が所属部署の業務として委員会に参加する場合

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、合志市市民生活部環境衛生課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。